

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月28日（金）第2918号の4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

- |  |            |    |
|--|------------|----|
| ○知事等の給与の特例に関する条例（※）                                  | （人事課取扱い）   | 1  |
| ○鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）                                | （税務課取扱い）   | 4  |
| ○離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※）            | （税務課取扱い）   | 7  |
| ○鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（※）                        | （生活衛生課取扱い） | 7  |
| ○鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）                 | （高校教育課取扱い） | 9  |
| ○鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例（※） | （保健体育課取扱い） | 10 |
| ○鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※）                            | （警務課取扱い）   | 14 |

## 条 例

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第51号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事及び副知事の給料の額の特例）

第1条 知事の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）第1条及び知事の給料の特例に関する条例（平成24年鹿児島県条例第45号）の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

2 副知事の特例期間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とす

る。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

（教育長の給料月額の特例）

第2条 教育長の特例期間における給料月額は、教育長の給与等に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第26号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

（常勤の人事委員会委員及び監査委員の給料月額の特例）

第3条 常勤の人事委員会委員及び監査委員の特例期間における給料月額は、常勤の人事委員会委員及び監査委員の給与等に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第39号）別表の規定にかかわらず、同表に定める額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

（県立短期大学の学長の給料月額の特例）

第4条 県立の短期大学の学長の特例期間における給料月額は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）第3条の2の規定にかかわらず、同条の規定により定める額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定める額とする。

（病院事業の管理者の給料の額の特例）

第5条 病院事業の管理者の特例期間における給料の額は、病院事業の管理者の給与等に関する条例（平成18年鹿児島県条例第31号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

（職員の給料月額の特例）

第6条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）、学校職員給与条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）、鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号。以下「企業職員給与条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）の適用を受ける職員（県立の短期大学の学長を除く。）の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第4条、第5条（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号。以下「育児休業条例」という。）第15条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第5条の2、学校職員給与条例第3条、第4条（育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第4条の2、警察職員給与条例第3条、第4条（育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第4条の2、企業職員給与条例第

3条、任期付職員条例第4条第1項から第3項まで（育児休業条例第20条の規定により読み替えられる場合を含む。）並びに任期付研究員条例第5条第1項から第4項まで（育児休業条例第21条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定める額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額、教職調整額及び勤務1時間当たりの給与額（県職員給与条例第14条、学校職員給与条例第11条、警察職員給与条例第13条、企業職員給与条例第19条又は育児休業条例第30条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

- (1) 県職員給与条例第8条の2第1項、学校職員給与条例第7条の6、警察職員給与条例第7条第1項又は企業職員給与条例第4条の規定により給料の特別調整額又は管理職手当（以下「管理職手当等」という。）が支給される職員のうち職務の複雑、困難又は責任の度等を考慮して知事が規則で定める職員 100分の10
- (2) 管理職手当等が支給される職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の8
- (3) 前2号及び次号に掲げる職員以外の職員 100分の6
- (4) 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）第3条第4項（学校職員給与条例第10条第1項、警察職員給与条例第10条第1項又は鹿児島県工業用水道部職員の給与に関する規程（昭和45年鹿児島県企業管理規程第7号）第2条第1項においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定により期末手当基礎額の算定において加算を受けるべき職員以外の職員 100分の4

（管理職手当等の月額の特例）

第7条 管理職手当等が支給される職員の特例期間における管理職手当等の月額は、県職員給与条例第8条の2、学校職員給与条例第7条の6、警察職員給与条例第7条又は企業職員給与条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により定める額から、その額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当等の月額は、これらの規定により定める額とする。

- (1) 管理職手当等が支給される職員のうち職務の複雑、困難又は責任の度等を考慮して知事が規則で定める職員 100分の15
- (2) 管理職手当等が支給される職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の10

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

（第4条の特例）

- 3 学校職員給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される県立の短期大学の学長に関する第4条の規定の適用については、同条中「第3条の2」とあるのは「第3条の2及び附則第14項」と、「かかわらず、同条」とあるのは「かかわらず、これら」とする。

（第6条の特例）

- 4 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）附則第7項から第9項まで、鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号）附則第9項から第11項まで及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する第6条の規定の適用については、同条中「これらの規定により定める額」とあるのは「これらの規定により定める額と鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）附則第7項から第9項まで、鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号）附則第9項から第11項まで又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額（以下「経過措置額」という。）との合計額」と、「基礎額と」とあるのは「基礎額（退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、基礎額から経過措置額を除いた額）と」とする。

- 5 県職員給与条例附則第13項、学校職員給与条例附則第14項及び警察職員給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する第6条の規定の適用については、同条中「第5条の2」とあるのは「第5条の2並びに附則第13項」と、「第4条の2、警察職員給与条例」とあるのは「第4条の2並びに附則第14項、警察職員給与条例」と、「第4条の2、企業職員給与条例」とあるのは「第4条の2並びに附則第11項、企業職員給与条例」と、「の基礎となる」とあるのは「に係る」と、「基礎額と」とあるのは前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める字句とする。この場合において、読替え後の同条ただし書の規定による手当の額、給料の調整額又は教職調整額の算出に当たり必要なものについては、別に規則で定める。

- (1) 前項の規定の適用を受ける職員 基礎額（退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、基礎額に県職員給与条例附則第13項、学校職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第11項の規定により減ずる額を加算した額から、経過措置額を除いた額）と
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 基礎額（退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、基礎額に県職員給与条例附則第13項、学校職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第11項の規定により減ずる額を加算した額）と

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第52号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第59条の12中「第748条第1項又は第749条第1項若しくは第3項」を「第748条又は第749条各項」に改める。

第67条の4中「，同条第3項から第5項」を「から第4項」に改める。

第97条の9中「第748条第1項又は第749条第1項若しくは第3項」を「第748条又は第749条各項」に改める。

附則第5条の6第1項中「次条」の次に「及び附則第18条第3項」を加える。

附則第5条の6の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に，「平成25年」を「平成29年」に改め，同条に次の1項を加える。

- 4 県民税の所得割の納税義務者が，居住年が平成26年から平成29年までであつて，かつ，租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは，第1項の規定の適用については，同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と，「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

附則第5条の7の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（寄附金税額控除における特例控除額の特例）」を付し，同条の次に次の1条を加える。

第5条の7の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第23条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については，第23条の2第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と，「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と，「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と，「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と，「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と，「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と，前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と，同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と，同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第5条の8中「第23条の2第1項及び第2項並びに前条」を「第23条の2及び附則第5条の7」に改め，「，第23条の2第1項」の次に「各号列記以外の部分」を加え，「前条中」を「附則第5条の7中」に改める。

附則第17条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め，同条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え，「土地又は当該土地の上に存する権利」を「土地等（震災特別法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）」に，「譲渡をいう」を「譲渡をいう。次項において同じ」に，「第36条」を「第35条第1項」に改め，同条第2項中「前項の規定は，同項」を「前2項の規定は，これら」に，「，前項」を「，これら」に改め，同項を

同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第5条の6、附則第8条、附則第8条の2又は附則第9条の規定を適用する。

附則第18条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の6の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第5条の7の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の8及び第17条の2の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 平成26年1月1日
  - (2) 附則第5条の6第1項、第5条の6の2及び第18条の改正規定 平成27年1月1日
  - (3) 第59条の12、第67条の4及び第97条の9の改正規定 平成28年1月1日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の7の2及び第5条の8の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第17条の2第2項の規定は、県民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

.....

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県条例第53号

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成5年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ソフトウェア業若しくは」を削り、「除く。以下同じ。）」の次に「、情報サービス業若しくは離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条各号に掲げる事業」を加える。

第2条の表事業税の項中「離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イ」を「省令第2条第1号イ」に、「製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備」に改め、「（以下「対象設備設置者」という。）」を削り、「第2条で」を「第3条で」に改め、同表不動産取得税の項及び固定資産税の項中「対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した省令第1条第2項に規定する対象設備」を「この表に定めるところにより事業税の課税免除の対象となる設備を新設し、又は増設した者について、当該設備」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第2条の規定は、平成25年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県条例第54号

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓発を行うなどして、人と動物の共生する社会の実現を図るための公の施設として、鹿児島県動物愛護センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターは、霧島市に置く。

（使用の許可等）

第3条 センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下「施設等」という。）のうち研修室、フリースペース又は多目的広場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る施設等（以下「許可施設」という。）の使用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。

(3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。

(4) 公益上特に必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 知事が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により使用者に損害が生じても、県は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。

（手数料）

第5条 センターから犬又は猫を譲り受ける者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、犬1頭又は猫1匹につき2,100円とする。

3 既に納付された手数料は、返還しない。

（行為の禁止）

第6条 センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失する行為



- (2) たき火その他危険な行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障となる行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為を制止し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

（施設等の原状変更の禁止）

第7条 使用者その他センターを利用する者は、施設等の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により施設等の原状を変更した者は、知事の指示に従い、施設等の使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

（行為の制限）

第8条 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会その他これに類する催しを開催すること。

2 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（損害賠償）

第9条 第6条第1項各号に掲げる行為を行った者が当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第7条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

（罰則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して施設等を使用した者
- (2) 第6条第2項の規定による知事の制止に従わず、又は命令に違反した者
- (3) 第7条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (4) 第8条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（規則への委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

.....

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第55号

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 | 鹿児島県立末吉高等学校 | 曾於市 | 」 を

「 | 鹿児島県立末吉高等学校 | 曾於市 |  
| 鹿児島県立曾於高等学校 | 曾於市 | 」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第56号

鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県都市公園条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表石橋記念公園の項の次に次のように加える。

鹿 児 島 ふ れ あ い ス ポ ー ツ ラ ン ド	〃
-----------------------------	---

第 2 条の 2 第 1 号中「及び鴨池緑地公園」を「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」に改める。

第 2 条の 4 第 4 号中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例」を「鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例」に，「鴨池条例」を「鴨池公園等管理条例」に改め，同条第 5 号中「鴨池条例第 3 条」を「鴨池公園等管理条例第 3 条第 1 項」に改める。

第 2 条の 5 中「鴨池条例」を「鴨池公園等管理条例」に改める。

別表第 9 の 1 の表石橋記念公園の項の次に次のように加える。

鹿 児 島 ふ れ あ い ス ポ ー ツ ラ ン ド	1 平 方 メ ー ト ル	1 月	160 円
-----------------------------	---------------	-----	-------

(鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部改正)

第2条 鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例

第1条中「及び鴨池緑地公園」を「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」に改め，「（以下「運動施設」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（運動施設）

第2条 鴨池公園の運動施設は，次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県立鴨池陸上競技場
- (2) 鹿児島県立鴨池野球場
- (3) 鹿児島県立鴨池庭球場
- (4) 鹿児島県立鴨池補助競技場

2 鴨池緑地公園の運動施設は，次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県立鴨池緑地球技場
- (2) 鹿児島県立鴨池緑地庭球場

3 鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設は，鹿児島県立サッカー・ラグビー場とする。

第3条第1項中「運動施設」を「前条各項に規定する運動施設」に改める。

第5条第5項中「利用料金が」の次に「当該利用料金に係る」を加え，同条第7項ただし書中「この限りでない」を「その全部又は一部を返還する」に改める。

第8条中「利用の」を「第3条第1項の許可により生ずる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成26年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

2 鹿児島県都市公園条例第2条の3の規定による鹿児島ふれあいスポーツランドの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日から規則で定める日までの間，鹿児島ふれあいスポーツランドの管理は，鹿児島県都市公園条例第2条の3の規定にかかわらず，知事が行う。

4 前項の規定により，知事が鹿児島ふれあいスポーツランドの管理を行う場合にあっては，第2条の規定による改正後の鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第4条第2項及び第5条第1項を除く。）中「指定管理者」とあるのは「知事」と，「利用者」とあるのは「使用者」

とするほか、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、新条例第5条第3項から第6項までの規定は、適用しない。

第3条の見出し	利用	使用
第3条第1項	利用しよう	使用しよう
第3条第3項	の利用	の使用
第4条第1項	利用の	使用の
第4条第2項	利用の	使用の
	利用者	使用者
	指定管理者	県
第5条の見出し	利用料金	使用料
第5条第1項	利用する者は、指定管理者の定める利用料金	使用する者は、鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第56号）附則別表に定める使用料（以下「使用料」という。）
第5条第2項	利用料金	使用料
第5条第7項	利用料金	使用料
第5条第7項第1号	利用不能	使用不能
第5条第7項第3号	利用開始前に利用	使用開始前に使用
第6条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
第7条第2項	利用終了後	使用終了後
第8条の見出し	利用権	使用権
第10条	利用した	使用した

#### 附則別表

##### 1 施設使用料

区 分	使 用 料					
	入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合			入場料又はこれに類する料金を徴収する場合		
	4時間以内	4時間を 超え8時 間以内	延長1時 間につき	4時間以内	4時間を 超え8時 間以内	延長1時 間につき
アマ	円 1,940	円 3,900	円 650	円 7,700	円 15,500	円 2,580
児童生						

天然 芝グ ラウ ンド	チュ アス ポー ツ	徒						
		上記以 外の者	3,900	7,700	1,290	15,500	31,000	5,200
	そ の 他		7,700	15,500	2,580	65,000	130,000	21,700
人工 芝グ ラウ ンド	アマ チュ アス ポー ツ	児童生 徒	1,620	3,200	540	6,400	12,900	2,150
		上記以 外の者	3,200	6,400	1,070	12,900	25,800	4,300
	そ の 他		6,400	12,900	2,150	54,000	108,000	18,100

備考1 「児童生徒」とは、小学校児童若しくは幼稚園児又はこれらに準ずる児童若しくは幼児及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる生徒をいう。

2 延長1時間につき定められている使用料は、許可を受けた使用時間を超えて使用した部分に対する使用料をいい、当該部分に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。

3 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合に該当する場合であっても、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合は、上記使用料の額の50パーセントに相当する額を加算する。

4 入場料又はこれに類する料金を徴収して使用する場合には、1日につき、上記使用料に税込最高入場料（前売券がある場合は、前売券に係る税込最高入場料とする。）の200人分に相当する額を加算する。ただし、使用対象者が児童生徒である場合は、この限りでない。

5 夜間照明施設を使用する場合の使用料の額は、この表の定めるところにより算出した額に、次の表に定める夜間照明施設の使用料の額を加算した額とする。

区 分		夜 間 照 明 施 設 使 用 料			
		全灯使用の場合		2分の1灯使用の場合	
		使用時間が1時間以内であるとき	使用時間が1時間を超えるとき	使用時間が1時間以内であるとき	使用時間が1時間を超えるとき
ア			430円に、1時間を超える使用		220円に、5分につき20円を加

マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	児童 生徒	430円	時間 5 分までご とにつき（以下 この表において 「5 分につき」 という。）30円 を加えた額	220円	えた額
	上記 以外 の者	1,300円	1,300円に、5 分につき110円 を加えた額	650円	650円に、5 分 につき50円を加 えた額
そ の 他		1 時間までごとにつき 4,700円			

2 附属設備使用料

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
会 議 室		2 時間までごとにつき	330円
放 送 設 備		1 日 1 回につき	830円
電光得点板	アマチュア スポーツ	児 童 生 徒	1 試合につき 40円
		上記以外の者	1 試合につき 130円
	そ の 他	1 試合につき 460円	
上 記 以 外 の 附 属 設 備		無 料	

備考1 「児童生徒」とは、小学校児童若しくは幼稚園児又はこれらに準ずる児童若しくは  
幼児及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる生徒をいう。

2 天然芝グラウンド又は人工芝グラウンドを使用する者が会議室を使用する場合には、  
当該会議室の使用料は、無料とする。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第57号

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表鹿児島西警察署の項中「広木二丁目」の次に「， 広木三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。